

議会運営委員会報告書

令和3年9月10日

備前市議会議長 守井 秀龍 様

委員長 土器 豊

令和3年9月10日に委員会を開催し、次の案件を協議したので議事録を添えて報告する。

記

1 動議の取扱いについて

① 発言取消しについて

議会運営委員会記録

招集日時	令和3年9月10日（金）		第4回定例会（第11日目）休憩中	
開議・閉議	午前10時39分	開会	～	午前11時03分 閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第4回定例会）の開催		
出席委員	委員長	土器 豊	副委員長	森本洋子
	委員	中西裕康		尾川直行
		石原和人		青山孝樹
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍	副議長	掛谷 繁
傍聴者	議員	橋本逸夫	立川 茂	
	報道	あり		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	入江章行	議会事務局次長	石村享平
	庶務調査係長	坂本 寛	議事係主任	楠戸祐介
審査記録	次のとおり			

午前10時39分 開会

○土器委員長 ただいまの御出席は6名でございます。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開催いたします。

直ちに議事に入ります。

皆さん、お手元にお配りした議事録を読んでいただけたらと思います。

よろしいですか、皆さん。お読みになりましたか。

それでは、皆さんの意見等をお願いします。

○石原委員 今回の動議は、先ほどありましたけれども、一つのワードですか、ここにもありますけれど、殿御乱心というところを言われたと思うんですけども。この表現をどう取り扱うのか、僕も難しいんですけど、明らかに差別用語であったり、明らかに間違った発言、以前たしか企業名か何かを上げた際違っとして、後刻修正をされたようなケースもたしかあったやに記憶をしておるんですけども、言葉を一つ一つ取り上げてこういう形で果たして協議すべきなのかな。もし仮に問題があるのであれば、これまであったような、後ほど議長のほうでも調整をいただくなりして問題箇所を正すような方法もあるんじゃないかな。ここはまさしくNGじゃないですかという諮られ方をしとんですけども、もし仮にここでこの種の表現がNGであると結論づけをしてしまうと、またこの後何か引っかかるようなことがあればまた繰り返されることも想定されますんで、果たして議会の運営としてもどうなのかな。後ほど協議の上じゃないけど、これまであったような形でいいんじゃないかな。でも、動議を出されるのは議員の権限でしょうし、既定の賛同者があればそのたびに動議が出るわけですけども、現時点ではそうなのかな。じゃあ、どうなんだ、差別用語であるのか、相手を侮辱するような言葉であるのかでいえば、俗に言うということで前置きもされとんで許容範囲の表現なのかなとは思いますが。

○中西委員 私も、この程度のことは許容範囲に入るんじゃないかと思います。本日の一般質問の日程もありますし、私は速やかに議事を進行していただきたいと思います。動議を出すのは議員としての権利でもあるんですけども、このままではこのような形でいくと一般質問ができない、あるいは今日の日程がこなせないようなことになってくる。そのところはよく認識をしていただきたい。これは、会派のほうで議事進行についてきちんと話をしてあげてほしいと思います。

○尾川委員 この言葉が適切かどうかというのは今すぐ判断できんやけど、要するにこっちとしては、前も言ったけど、どういう発言してもええということではないけど、議員の発言というのはやはり尊重していくように努めて、あまり制限をかけるというのは適切じゃないという考えであるんですけど。こういう俗に言う殿御乱心という言葉が一般的に使われて、どういうときに使われとるかというのは課題にして、今後積み上げて事務局でもよう調べてもろうて、これはそういう議会の言葉としてふさわしゅうねえとするんなら、以後制限かけるとかというふうにしたらどうですか。大前提が、とにかく発言を制約するということはやはり自分の首を絞めるという

ことになると思うんで。だから、責任が逆に議員のほうにもあるということをもう一遍よう認識して、この言葉が適切かどうかというのはちょっと今すぐというたら時間ばあかかるんで。そういう意見です。だから、また調べて教えてもらえたらと。取りあえずは制限をかけるべきじゃないというのが私の意見です。

○**青山委員** こうやって度々中断するというのは私も好ましくないと思いますし、それからこういう言葉というのは私の少ない経験の中でもいろいろ出てきておりますので、それは不適切であるというようなことはこれから反省していくということでもいいと思うんですけど、この一般質問を終えてどこどこがというふうなことで訂正なりというふうなことはできないんでしょうか。

○**入江議会事務局長** 本会議あるいは委員会でもそうなんですが、動議が会期中に出るのはいつでもオーケーということです。例えば発言に対する訂正それから取消しというのは会期中に限られます。先ほどの青山委員の質問にそのままお答えしますと、最終日までにはそういうことができると。初日の発言であっても、昨日、一昨日の発言であっても、最終日までならそういう動議が出せて、発言の訂正あるいは取消しという議決を得ることは可能になります。

○**青山委員** 言ってしまったら取消しが見つからないというふうなこともあると思うんですけど、一般質問については読み原稿を提出しているというふうなこともあります。これが例えば取消しというようなこと、あるいは訂正というようなことになったり、あとの原稿についてどういうふうに御本人が取り扱われるのかなというふうなこともあるんですけど。私もこの発言自体はそれほど大きい問題じゃないんじゃないかなと思いますが、度々動議が出て中断されるということは問題かなという。

○**森本副委員長** 前のときもそうなんですけど、議員の発言ですから制約というのはあれなんですけど、ただ動議が出ているのも事実なので、そう感じられている議員もいらっしゃるということなので、先ほどのお話にもなりますけど、やはり議員個人個人が注意していくということ。

○**土器委員長** 委員としての発言を希望します。

〔委員長交代〕

○**森本副委員長** 委員長を交代します。

○**土器委員長** 私は、俗に言う殿御乱心でありますと、これは問題じゃないかと思う。乱心というたら気が狂うとるという意味じゃと思う。そうすると、市長は気が狂うという形の発言になると思う。私は議員の発言は自由じゃと思うんです、何を言うても。だけど、やっぱし気をつけちゃおえんのじゃなかろうかと思います。もう二十何年前ですが、歳安さんと西岡さんの市長選で、私は市民センターでこういう発言をしたんです。飲酒酩酊と。それでいろいろ問題が起きたらしい。それでいろいろ情報を仕入れて調べてもらったんです。名誉毀損で訴える可能性はありますよと。ただし、議員は自由に発言してもいいという形の話聞いて帰ったんです。だから、私は、議員だから自由に発言されたらいいと思う。だけど、やはり人格が傷つくような、殿御乱心であります、つまり気が狂うとんじゃないかという発言を公の場でするべきじゃないと思

いますけどね。それが私の委員としての判断です。

○森本副委員長 委員長を交代します。

〔委員長交代〕

○土器委員長 ほかに発言はございませんか。

はい。

○石原委員 各委員、それから委員長の委員としての発言もございましたけれど、おおむねこのことに関してはここではNGとしてまで取り上げるのではないというのが、大方の意見だったと思うんですけれども。先ほど議長のほうから再開後に取扱いについてと、それから発言者に対しても配慮を求めた議長からのお言葉があったんですけれども、併せて動議についても、これはさっき言った議員の権利の一つで、それを制約するつもりはありませんけれども、動議についても明らかに放送禁止用語であったり、明らかな差別用語については即座に動議が出されてというものもあるのかな。そのあたりの動議の出され方についても一言あってもいいのかなと思うんですが。

○土器委員長 ちょっとよろしい。委員長が発言できるかどうか分からんのでちょっと。ごめんなさい。

〔委員長交代〕

○森本副委員長 委員長を交代します。

○土器委員長 今皆さん方は、発言は自由という形のことを決められたわけなんです。決めたというか、皆さんの意見はそうだったんですね、発言は。でも、逆に言うと、動議を出す発言も自由なんです。混乱するから云々というんだけど、一緒なんです。ただ、橋本議員にお願いしたいのは、挑発するような発言、乱心、これは完全に市長を否定しとる。人格を否定しとるわけ。気が狂うとんじゃねえんか言ようる、公の場で言ようるわけよ。こんなことを議会が許したらいけないと思います。何か別の言い方があるはずなんです。だから、何回も言いますが、やっぱし制限はしたらいけないと思います。同時にどっちも、発言の自由も、それから動議も自由にかけられる。橋本議員もそれなりに考えて発言しよんでしょうから。また、同時に西上議員も議員として考えて動議をかけているわけですからと私は思います。

○森本副委員長 委員長を交代します。

〔委員長交代〕

○土器委員長 それでは、続けて。

○石原委員 先ほど委員としての御意見もいただきまして、僕はそう感じましたので先ほど申し上げたんですけれども、それは議運で決めていただいて、議長のこの後の再開後の発言についてはお任せをします。僕がこう言え、ああ言えというんはないんで。僕は一議員としてそう感じました。

○中西委員 私は、先ほども申し上げた考え方ですけれども、この8月定例会をスムーズに進行さ

せるという意味でのこの議運も責任を持っているわけですから、それは動議をかける方にもきちっと進行の妨げにならないようにということも含めて、議長のほうから発言者、動議をかける人、両方にお話をさせていただけたらと思います。

以上です。もうこれ以上私は動議をかけてほしくないというのが正直な話です。

○土器委員長 議長、お願いします。

○守井議長 もちろん議事進行に御協力いただくのは当然の話ですので、そういう文言は当然発信しても別に問題はないというふうに思っております。

結論がちょっとどうなんか分らないのですが、議事録については橋本議員と調整した上でどうするかというのは議長にお任せするというような方法はどんなかなというように感じるんですけど、ちょっと休憩いただいて、事前に橋本議員との調整をちょっとしたいと思うんですけども。

○土器委員長 暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時59分 再開

○土器委員長 委員会を再開します。

発言に関して、文書のとおり発言されているのでよろしいか。それともこの部分を取り消してもらうか。1人ずつ意見を言っていただけたらと思います。

○中西委員 最初に言いましたように、この程度のことはいいんじゃないかなというふうに思います。そういうことを一番に申し上げてますんで。

○石原委員 僕も、さっき委員長の話もあつたんですけど、これぐらいの表現であればということ。それからまた、市長をはじめ執行部の側もこの後の答弁、どういう答弁が行われるか分かりませんが、その場で執行部、市長の側も、いやいや、それは議員に対してそうではないことをその場で指摘をしていただいたりというところの言葉かなというふうに思います。

○尾川委員 今回のこの言葉については、俗に言うという私は断定し切ってねえという勝手な解釈で、要は、何度も同じことを言わせるけど、発言に制約がないようにせにゃいけんと。その精神を忘れたらいけん。そうかといって逆に何言よんか分らんかも分らん、議員も責任ある発言をするようにと。今回のこの俗に言うという言い逃れをしないと取るんか、それは肉声で聞くと文書で見ると違うてくるけど、私はそういうことでええというんじゃないけど、そういうことです。

○青山委員 先ほど言ったとおり、この言葉であれば、この程度というのもあれですけど、許されるんじゃないかと思います。

○森本副委員長 この文面だけ読めば、尾川委員も言われたように俗に言うというのが入っていますので何とも申しようがないんですけども。動議をかける方にもそれなりの理由があつて動議をかけられているのでしょうから、双方の方にしっかりとお話をさせていただいて、これ以上議

会が止まらないような方向で考えていただければと思います。

○土器委員長 結論が出ましたんで。一応この発言は問題なし。ただ、発言に関しては気をつけていただくということが議会運営委員会の結論です。そうですね、皆さん。いいんでしょう。

○中西委員 もう一つ、動議をかける人にもそれは言うてほしいんです。

○尾川委員 こういう表現をしたら適切じゃねえかも分からんけど、進行に協力してくれという話を議長からな。動議をかけるというのはしょうがねえわ、それは。立場が変わればという場合もあるんじゃから。だから、努めて進行に協力してくれという表現しかできんと思う。

○土器委員長 それで中西委員、よろしいですね。

○中西委員 僕は、議長に進行に協力してくれということを書いてくれというふうをお願いしているんで。

○土器委員長 なら、よろしいですね。

これで議会運営委員会を終わります。

午前11時03分 閉会